

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）（経営管理課）

### 一 趣旨

埼玉県立小児医療センターの診療科目に移植外科を追加するとともに、消費税法等の一部改正に伴い、病院事業に係る料金の額を改定するための改正

### 二 内容

- (一) 埼玉県立小児医療センターの診療科目に移植外科を追加
- (二) 消費税率の引上げに伴う料金の改定

### 三 施行期日

平成三十一年四月一日

ただし、二(二)は同年十月一日